

岐阜県公報

号外(三) 平成三十年三月二十六日

目次

人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(人事委員会)	一
岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則	(同)	三
岐阜県職員の留学費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	四

人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十六日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第六号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則(昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第五十七条の五第一号イ中「百分の百七十」を「百分の百九十」に、「百分の二百十」を「百分の二百三十」に改め、同号ロ中「百分の百八十五」を「百分の百九十五」に改め、同条第二号中「百分の八十」を「百分の九十」に、「百分の百」を「百分の百十」に改める。

別表第二(備考を除く。)を次のように改める。

別表第2(第25条の7関係)

職員の区分 期間の区分	第1項職員				第2項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種	
	円	円	円	円	円
1年未満	368,400	308,300	250,900	184,500	30,000
1年以上 2年未満	368,400	308,300	250,900	184,500	30,000
2年以上 3年未満	368,400	308,300	250,900	184,500	30,000
3年以上 4年未満	368,400	308,300	250,900	184,500	30,000
4年以上 5年未満	368,400	308,300	250,900	184,500	30,000
5年以上 6年未満	368,400	308,300	250,900	184,500	30,000
6年以上 7年未満	368,400	308,300	250,900	184,500	27,000
7年以上 8年未満	368,400	308,300	250,900	184,500	24,000
8年以上 9年未満	368,400	308,300	250,900	184,500	21,000
9年以上10年未満	368,400	308,300	250,900	184,500	18,000
10年以上11年未満	368,400	308,300	250,900	184,500	15,000
11年以上12年未満	368,400	308,300	250,900	184,500	12,000
12年以上13年未満	368,400	308,300	250,900	184,500	9,000
13年以上14年未満	368,400	308,300	250,900	184,500	6,000
14年以上15年未満	368,400	308,300	250,900	184,500	3,000
15年以上16年未満	368,400	308,300	250,900	184,500	
16年以上17年未満	364,400	305,000	248,300	182,900	
17年以上18年未満	360,400	301,700	245,700	181,300	
18年以上19年未満	356,400	298,400	243,100	179,700	
19年以上20年未満	352,400	295,100	240,500	178,100	
20年以上21年未満	348,400	291,800	237,900	176,500	
21年以上22年未満	331,500	278,000	225,900	167,300	
22年以上23年未満	314,300	264,000	214,000	157,500	
23年以上24年未満	297,600	250,500	202,000	148,400	
24年以上25年未満	280,700	236,600	190,200	138,700	
25年以上26年未満	263,800	222,900	178,400	129,500	
26年以上27年未満	243,000	205,300	164,000	118,500	
27年以上28年未満	222,600	188,200	149,700	108,100	
28年以上29年未満	202,200	170,900	135,400	97,800	
29年以上30年未満	181,400	153,300	121,100	86,800	
30年以上31年未満	159,500	135,300	106,100	76,200	
31年以上32年未満	137,600	117,000	91,300	65,100	
32年以上33年未満	115,900	99,100	76,100	54,700	
33年以上34年未満	84,000	73,100	57,000	40,500	
34年以上35年未満	54,200	48,800	38,600	27,300	

岐阜県職員の留学費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の留学費用の償還に関する条例施行規則（平成十九年岐阜県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「第八条第三項」を「第八条第一項第五号」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月二十六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社